

法 指 第 1047 号
平成 24 年 5 月 9 日

各 法人代表者 様

大阪府福祉部長

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」
等の一部改正について

標記について、厚生労働省より下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、各法人におかれましては通知の趣旨及び内容について別添改正のポイントを参考にご理解いただき、適正な事務処理に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、今回添付する「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」等の文書につきましては、お手数ですが下記の大阪府地域福祉推進室法人指導課のホームページよりダウンロード等していただきますようお願いいたします。

記

(通知文書)

- 1 平成 24 年 3 月 28 日付け雇児発 0328 第 1 号、社援発 0328 第 5 号、老発 0328 第 2 号の社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の各局長通知及び運用通知「改正後全文」
- 2 平成 24 年 3 月 28 日付け雇児福発 0328 第 1 号、社援基発 0328 第 1 号、障障発第 0328 第 1 号、老高発 0328 第 1 号の「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」の各課長通知及び運用通知「改正後全文」
- 3 平成 24 年 3 月 28 日付け雇児総発 0328 第 1 号、社援基 0328 第 2 号、障企発 0328 第 1 号、老高発 0328 第 2 号の「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」の各課長通知及び運用通知「改正後全文」
- 4 平成 24 年 3 月 28 日付け雇児発 0328 第 2 号、社援発 0328 第 8 号、老発 0328 第 3 号の「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」各局長通知及び運用指針「改正後全文」

(ホームページ)

- ・ 大阪府福祉部地域福祉推進室法人指導課ホームページ
(社会福祉法人等への通知文書等)

http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/kakushu_annai/tsuchibunsho.html

(本件連絡先)

大阪府福祉部地域福祉推進室

法人指導課 指導・監査 G

TEL 06-6944-6660

FAX 06-6944-1982